

(別紙1 事業者が実施する業務と県の実施する業務の区分)

(再整備期間における業務の区分)

		再整備	運転管理	巡視 保守 点検	軽微な修繕	修繕	更新	漏水対応	ユーティリティ の調達	保安	緊急時の対応	料金収受								
豊橋 浄水場	既存施設 (再整備対象)	事業者	事業者	事業者 ^{※2}	事業者	県	県	—	県	県 ^{※3}	県 ^{※4}	県								
	既存施設 (再整備対象外)	—				事業者	事業者													
	新施設 ^{※1}																			
森岡取水場		—				事業者	事業者 ^{※2}						事業者	県	県	—	県	—	—	—
豊橋南部浄水場																				
大清水取水場																				
万場調整池取水塔																				
場外管路		—	—	—	—	—	—	県	—	—	—	—								
関連施設		—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—								

※1 豊橋市と共同で使用する施設を含む。

※2 法定点検は、県が担う。

※3 事業者が使用する施設の保安は、事業者が担う。また、豊橋浄水場には、2024年10月現在、機械警備システム等を設置しており、豊橋浄水場再整備業務の実施に伴ってこれらの設置位置を変更する必要がある場合には、県がこれらの設置位置を変更する。

※4 豊橋浄水場運転管理業務及び豊橋南部浄水場運転管理業務の一環として実施する、応急措置は事業者が担う。

(別紙1 事業者が実施する業務と県の実施する業務の区分)

(運営期間における業務の区分)

		再整備	運転管理	巡視 保守 点検	軽微な修繕	修繕	更新	漏水対応	ユーティリティ の調達	保安	緊急時の対応	料金収受
豊橋 浄水場	既存施設 (再整備対象外)	—	事業者	事業者	事業者	事業者	事業者	—	事業者	事業者	事業者	県※2
	新施設※1											
森岡取水場												
豊橋南部浄水場												
大清水取水場												
万場調整池取水塔												
場外管路			—	—	—	—	—	事業者	—	—	—	—
関連施設		—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—

※1 豊橋市と共同で使用する施設を含む。

※2 事業者は、利用者から利用料金を収受する。県は、利用料金収受代行業務を事業者から委託され、受水市町村及び工業用水使用者から収受する料金と併せて、利用料金の収受を行う。